

## 第 5 2 号議案

豊川市営住宅条例の一部改正について

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 6 年 6 月 5 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例

豊川市営住宅条例（平成 9 年豊川市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 5 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

---

理 由

この案を提出するのは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。